

第4回 栃木市市民憲章審議会 次第

日 時:令和元年10月1日(火)

午後7時から

会 場:市役所302会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 市民憲章の素案について

(2) 市民憲章の解説文について

4 その他

5 閉 会

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市



たたき台修正案2について

【本文2つ目】

冒頭に「自然と」を加えました。

【本文3つ目】

事務局において再度検討いたしましたところ、前回の案については、修正を加えないほうが良いものと考えました。

なお、前回の審議会でもいただきました次の文案につきまして、次回の審議会の際、併せてご検討いただければと思います。

また、新たにご意見がある場合は、審議会においてご提案ください。

- ・ 互いに助け合い、交通安全や防災を心がけます
- ・ 交通ルールを守り、防災を心がけ、互いに助け合います

※前回の審議会でご説明いたしましたとおり、本文の前半と後半の内容については、それぞれ関連はありますが、直接的に結びつく構成とはなっておりません。

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

栃木市は、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地をはじめ、風光明媚な山々や河川など、豊かな自然に恵まれたまちです。

また、明治の初めには栃木県庁が置かれ、県名発祥の地となっており、先人が守り育ててきた歴史、文化が市内随所に見受けられます。

わたしたちは、豊かな自然に恵まれ、歴史や文化が息づくこの美しいふるさとに誇りと愛着をもち、性別、年齢、人種等にかかわらず、誰もが住みやすい、そして、犯罪や争いごとのない、物も心も豊かな未来をつくるため、この市民憲章を定め行動します。

1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります

「あいさつ」は、出会いの始まりです。誰とでも笑顔で明るいあいさつを交わします。また、互いに寄り添い、思いやりをもって行動します。

1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくりま

豊かな自然と、これまで受け継がれてきた歴史や文化を伝統として大切にし、次の世代に引き継ぎます。また、ごみのない、景観にも配慮した美しい環境をつくりま

1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います

危険運転など交通マナーが低下していることや自然災害が増加していることから、一人ひとりが交通安全や防災を心がけます。また、生活のあらゆる場面で互いに助け合います。

1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます

いきいきと自分らしく生きるために、健やかな心と体をつくりま

1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

様々な分野に興味をもち、生涯を通じて多くのことを学びま

栃木市市民憲章審議会 会議要旨

会 議 名：第4回栃木市市民憲章審議会

日 時：令和元年10月1日（火） 午後7時から午後7時40分

会 場：市役所 302会議室

出席者数： 委員7名 事務局：4名

1 開会

2 会長あいさつ

本日は出席者が7名ですが、いつものように忌憚のないご意見をいただきたい。

3 議事

(1) 市民憲章の素案について

《事務局より説明》

会 長： 本文3つ目について、いくつか案があるので、それも含めてご意見いただきたい。

委 員： 交通安全には、「譲り合い」という言葉が良いのかなと思う。「交通安全や防災を心がけ、互いに譲り合い、助け合います」ではどうか。

委 員： 他の本文と見比べると、「たたき台修正案2」の文章の方が、文の構成に違和感がない。

会 長： 交通マナーの低下を考えると、「譲り合う」という言葉も魅力的である。

委 員： 「譲り合う」は、本文1つ目の「思いやる」と重複してしまうのではないか。

委 員： 防災を考えると「支え合う」という言葉はどうか。

会 長： 「譲り合う」が交通安全、「支え合う」が防災に係るという考え方だと思う。様々な意見があるが、教育・指導の過程で具体的なことを含めてもらい、市民憲章という大きな枠組みでは、あまり具体性をもたせない方が良いのではないか。

また、本文全体の構成を考えると、1つ変更すると他も変わってくる。

委 員： そういったことも考えると、「たたき台修正案2」のままで良いと思う。

委 員： 本文5つ目について、「参加」を「参画」としてはどうか。

会 長： 「参画」というと、物事の計画の段階からかかわるという意味合いが込められてくるが、言葉の認知度はどうか。

委 員： 理解する年齢層が限られ、子供には伝わりにくいと思う。

委 員： 市民憲章としては、政策の計画段階からかかわるという方が良いのではないか。子供も言葉を覚えるきっかけになる。

委員： まちづくりは参加することがスタートだと思うので、あまりハードルを高くしない方が良いと思う。

委員： 子どもの立場で考えると、「参加」の方が親しみやすい。

素案は「たたき台修正案2」のとおりとする。

(2) 市民憲章の解説文について

《事務局より説明》

委員： 市民憲章には期限があるものなのか。

事務局： 議会の議決を経れば、変更や廃止ができるように条例を改正するが、基本的にはずっと変わらないものと考えている。

委員： いつの時代の人が見ても、良いと思うものにしたい。本文3つ目の解説は、危険運転や、自然災害といった今を表す解説になっている。また、マイナスなイメージがあるので、もう少し良い表現が良いのではないかと思う。

例えば、「より安心安全なまちにするため」や「自然災害からまちを守るため」など、未来へ向けた表現にしたい。

会長： この意見をもとに事務局で修正をお願いしたい。

事務局： たたき台の検討が本日で最後なので、修正については会長と相談の上、決めさせていただきたい。

4 その他

次回の会議は3月11日開催予定。

5 閉会